

○公立大学法人福岡県立大学公的経費不正防止規則

法人規則第80号
平成19年11月 1日

第1章 総則 (略)

第2章 公的経費の運営・管理体制 (略)

第3章 公的経費の適正な執行・管理
(事務処理方法)

第7条 (略)

(予算の適正管理)

第8条 (略)

(相談窓口)

第9条 理事長は、研究者の事務処理を支援し、かつ、外部からの問合せに対応するため、公的経費の申請及び報告並びに経理に関する相談窓口を、各学部及び事務局経営管理部に設けるものとする。

第4章 不正使用に係る通報等の制度 (略)

第5章 公的経費の監査 (略)

第6章 雑則 (略)

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。